

相模原市立津久井生涯学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 6 4 号

相模原市立津久井生涯学習センター条例の一部を改正する条例

相模原市立津久井生涯学習センター条例(平成 1 7 年相模原市条例第 1 5 8 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 号の表中「4 1 0 円」を「5 0 0 円」に改め、同表備考 1 中「の 1 0 円未満の端数を切り捨てた額」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 2 号の規定は、令和 9 年 3 月 1 日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。